

新潟市読書バリアフリー推進計画策定有識者会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市読書バリアフリー推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するにあたり、次に掲げることについて、有識者の専門的な意見を推進計画に反映することを目的に、読書バリアフリー推進計画策定有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

- (1) 読書バリアフリーを推進するための方策
- (2) その他読書バリアフリー全般にかかる事項

(開催期間)

第2条 有識者会議の開催期間は、令和5年6月1日から令和6年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 有識者会議の委員は、委員7名をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の代表
- (4) その他教育長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、令和5年6月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(座長及び座長代理)

第6条 有識者会議には座長及び座長代理を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は有識者会議の進行を行う。
- 3 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第7条 有識者会議の会議は、その都度教育長が招集する。

- 2 教育長が必要があると認めるときは、有識者会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 有識者会議は、公開とする。

(事務局)

第8条 有識者会議の事務局は、中央図書館に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。